

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年12月22日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年12月7日農林水産省告示第1795号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
沢村明徳	榛原郡川根本町元藤川字大島991の10	榛原郡川根本町役場
中村光四郎	榛原郡川根本町元藤川字大島991の49	榛原郡川根本町役場
小沢栄作	榛原郡川根本町上長尾字井林1140	榛原郡川根本町役場
鈴木豊太郎	榛原郡川根本町上長尾字井林1140	榛原郡川根本町役場
鈴木みと	榛原郡川根本町上長尾字井林1140	榛原郡川根本町役場
榑原一三	榛原郡川根本町上長尾字トウゾ1814の4	榛原郡川根本町役場